

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立別所中学校

校長名 中嶋昭江 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の精神を基調にして国際社会に生きる調和のとれた人間をめざす、次の生徒像を掲げてその育成を図る。

- | | |
|----------------------|----|
| ○健康で心の豊かな人になろう | 健康 |
| ◎よく働き、よく学ぶ人になろう | 勤勉 |
| ○友達と協力し、思いやりのある人になろう | 協力 |

(2) 特別支援学級の教育目標

障害者権利条約の精神を基調にして主体的に学び自立しようとする生徒の育成をめざす。

- | | |
|------------------------|----|
| ○心身ともに健康で、思いやりのある人になろう | 健康 |
| ◎よく働き、よく学ぶ人になろう | 勤勉 |
| ○自ら考え、自ら責任をもって行動しよう | 自立 |

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

○ア [勤勉] 学ぶ楽しさに気付き、自ら学びを深め、学んだことを生活や社会に活かしていこうとする態度を育てる。

- ①生徒の知的好奇心や発達段階に合わせた課題を用意し、体験的な学びにより理解を促し、自身の思いや考えを他者に伝えるスキルを養う。
- ②集団の中での役割や働くことの意義が分かり、集団や社会の中で一人ひとりが自己肯定感を高めることができる。

イ [健康] 基本的な生活習慣が身に付き、規則正しい生活を送りながら、自分の心身の状態が分かり、不調時には相談したり適切に対処したりする力を養う。

- ①食事・運動・休養のバランスのよい生活習慣を、定期的に本人と振り返りながら、適切に評価し、学校と家庭と連携しながら継続的に身に付ける。
- ②日々の一人ひとりの学校での様子や家庭状況を的確に把握し、本人への言葉かけを通して心身の状態への自覚や適切な対処・相談を促す。

ウ [自立] 中学生として必要な身辺処理やコミュニケーション等の社会性が身に付き、周囲と適切な人間関係を築きながら、将来に対しての希望をもつことができる。

- ①教育相談や日頃の学校生活の様子を通し、生徒の身体技能や特性、社会性の課題を的確に把握し、定期的に本人と振り返りを行うとともに、家庭と情報共有しながら課題解決に向けた取り組みを行う。
- ②生徒会活動やPTA活動等を通して、学校や地域の一員として他者と共に生きる自己のイメージをもつ。また多摩地区特別支援教育研究会の行事を通して、同じ障害のある仲間と互いに日頃の努力を認め合う。

エ いじめを許さないまち八王子条例や八王子市教育委員会いじめ総合対策に基づき、学校いじめ対策委員会を中心に、「気になる生徒」の共通理解を常に行う。また、直接生徒と向き合う時間を確保（教育面談週間等の設定）し、居心地よく安心して登校できる学校環境を構築する。

オ 不登校生徒へは1人1台の学習用端末を活用した授業配信など個に応じた支援を行う。

カ 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、各関係機関と連携し、各自の「学校生活支援シート」をもとに、生徒の障害や特性に応じた支援体制を構築する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【別所中学校グループ（秋葉台小、別所小）】

別所中学校グループとして「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」を『変化の激しい社会の課題解決に向けて主体的・創造的に立ち向かう児童・生徒』と設定し、地域資源を学習対象とした問題解決的なキャリア学習を展開し、『地域とともに学ぶ教育』をさらに推進する。地域の特長を知り、課題と向き合う力を養う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①生徒一人ひとりの発達段階や特性、適性、障害の程度に応じて、小集団グループ編成、理解・習熟度別編成、ティーム・ティーチング、一人一台の学習用端末の活用等の多様な学習形態及び指導方法の工夫改善を図る。そのために、教員の ICT 活用能力の向上を図る。
- ②国語科の物語の読解・音読・作文・書写等の学習や、数学科の長さ・量・図形・単位・時間・お金・計算・割合等の学習を通して、社会生活に必要な能力を土台として育成する。
- ③音楽科では、ムーブメント活動等により他者との協調を、美術科では、創造活動を通し自由な発想力を、保健体育科では、体作り体操やランニング等により健康の維持及び体力向上を、外国語では、英語科によるコミュニケーション活動等により異文化理解を図る。
- ④職業科・家庭科や総合的な学習の時間における「食育」を通じ、心身の健康維持や「食品ロス問題」、日本文化としての「食」について探究心をもち課題解決に取り組むことができるようにする。
- ⑤単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、振り返る活動を通して、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ①全学年共通のテーマ『持続可能な社会の創り手』に基づき、交流及び共同学習を行い、生徒の実態に応じて教材を工夫しながら、コミュニケーション能力や学びを生活に活かす力、学び続けようとする態度等を育むとともに、具体的な行動に結び付く学習を行う。
- ②サブテーマを第1学年「仲間や地域を知る」、第2学年「社会と自己の関わりを知る」、第3学年「多角的な視野で自己の将来を考える」とする。探究的及び体験的な学習活動、問題解決的な学習活動等を活かし、協働的な学びを通して郷土学習活動を実施する。

ウ 特別活動

- ①学級活動を基盤として、学校行事、学年行事、生徒会活動、部活動など、生徒一人ひとりの能力や個性を發揮できる場を設定し、生き生きと活動ができる内容の充実を図る。
- ②集団宿泊的行事を通して豊かな自然や日本の伝統文化に触れるとともに、集団生活での生活集団行動の在り方を主体的に話し合うことを通じて、社会性を育み自主的に判断し行動できる生徒の育成を図る。
- ③体育大会や合唱コンクールの学校行事に参加し、仲間と協力し行事を成し遂げる力を養うとともに、達成感や連帯感を味わえるようにする。

エ 自立活動

- ①「学校生活支援シート」と「個別指導計画」を作成活用し、医療・療育・支援機関等と連携しながら、生徒一人ひとりの発達段階・特性・障害を的確に把握し、個別の目標を立て、定期的に支援の評価と改善を行う。
- ②全教育活動を通して、日常生活に必要な動作や作業能力の向上を図る。また、社会生活や周囲と活動を共にするためのコミュニケーション能力や的確な指示理解の力を育てる。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①道徳教育全体計画及び別葉を基にした計画的な指導を行い、全教育活動を通じて道徳教育を充実させ、自他を敬愛する態度を育むために、内容項目にある「思いやり、感謝」「生命の尊さ」「我が国の伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」を指導の重点とし、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。
- ②学校・家庭・地域社会が連携して道徳性の育成と充実を図るために、教科用図書に加え地域人材の活用等により、創意工夫した授業実践を行う。
- ③集団宿泊的行事や職場体験、ボランティア活動など豊かな体験を通じて、社会的マナーに関する指導や言語活動の充実を図り、家庭や地域と協働し一貫した道徳教育を推進する。

(3) キャリア教育

- ①別所中学校グループの全体目標を「別所地区の強みを活かし、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶことができる実践的態度を育成する」と設定し、将来に向けて自己の生き方を切り拓いていく力を育成する。
- ②小中一貫教育の視点に立ち、小学校でのキャリア教育を踏まえ、「はちおうじっ子キャリアパスポート」を活用することで、将来の生き方を主体的に考える力を育成する。
- ③生涯学習の視点に立ち、第2学年の職場体験では、社会人としての振る舞いを学び、地域の方と働くことを通じて、さまざまな人々から学びを得る楽しみや自己肯定感を育む。
- ④地域の中学校特別支援学級出身の高校生や社会人を招き、保護者を含めた進路交流会を行い、将来の進学や就労について主体的に考える力を育む。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①全教育活動を通して、誰からも大切にされている実感をもたせ、かけがえのない生命を大切にすることを指導する。
- ②生徒の自治的な活動である生徒会活動を活性化させ、「校内生活のきまり」の見直しを行う。また、あいさつ運動や生徒会朝礼を通して、いじめの未然防止に向けた取組を推進するとともに、生徒一人ひとりの問題解決能力の伸長を図る。
- ③月1回の安全指導や避難訓練を通して、災害発生時等における自己の身を守る危機回避能力を高める。また、「生命（いのち）の安全教育」として性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう発達段階に応じて指導する。さらに、「薬物乱用防止教室」「セーフティ教室」「情報モラル教育（SNS）」「メディアリテラシー教育（第2学年）」「がん教育（第2学年）」等で、心身の安全教育の充実を図る。

イ いじめ防止等の取組

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づき、一人ひとりの様子を丁寧に観察し、二者面談やいじめアンケート、気になる生徒の状況把握、Q-U等を活用しながら、いじめ対策委員会を毎週行い、「早期発見・早期対応・組織的な対応」を図る。また、いじめ防止プログラム（1年）の授業を実施するとともに、毎学期いじめ防止に関する授業を行い、人権感覚に基づいた主体的判断と自発的行動を促す。
- ②日常生活の指導や保健体育科の授業等を通し、自分の心身の状態が分かり、日頃から相談したり、困った時には相談できる大人の存在があることやSOSを出したりする力を付ける。
- ③自他の生命がかけがえのないことを実感できるよう、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組を朝礼等で全校生徒に伝え、「特別の教科 道徳」の時間に内容項目「生命の尊さ」の授業を全学級で行う。「赤ちゃんふれあい事業（第3学年）」を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①登校支援コーディネーターを核とし、個票システムを活用し、生徒一人ひとりの支援ニーズを把握し共有する。また、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーとの連携を図る。さらに、「校内別室」の環境を整備し、給食の提供等、生徒が必ずどこかにつながるができるようにし、生徒や保護者のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を行う。

(5) 学力保障の取組

- ア 基礎学力の定着を図るため、1人1台の学習用端末を活用し、ドリル型学習コンテンツなどを活用し、各自が課題を解決し、個に応じた学力の定着を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①日々の授業（学級活動、総合的な学習の時間、音楽科、保健体育科）や学校行事（体育大会、合唱コンクールなど）、生徒会活動（委員会活動、中央委員会、生徒総会）などを通して、通常の学級との交流及び共同学習を行う。
- ②個人面談、二者面談、教育相談により、生徒一人ひとりの状況を多角的・的確に見取り「個別指導計画」及び「学校生活支援シート」に反映させ、教育活動に生かしていく。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）秋葉台小学校や別所小学校の特別支援学級、地域に向けた音楽発表会やカフェを行い、交流を通してよりよい人との関わり方や人間関係を構築する力を育む。
- （取組2）「小中一貫教育の日」や「学校保健委員会」「学校行事」等に小中の教職員が交流し、児童・生徒の諸情報の交換や課題解決の協議を対面とオンラインを組み合わせて、適宜実施する。連続性をもたせ基礎・基本の定着を図る。
- （取組3）青少年対策地区委員会主催の「地域清掃」「別所子ども祭り」等にボランティアとして参加し、地域への郷土愛や地域の一員としての自覚を高めることができるようにする。

ウ その他

- ①別所中学校グループとして、「情報活用能力系統表」を活用し、タイピングの方法やプレゼンテーション能力の向上を発達段階に応じて指導し、ICT活用の資質・能力を育成する。
- ②八王子市教育情報プラットフォームの全校周知や地域の活動をポスターで掲示し、積極的に情報提供を行う。保護者に申告をしてもらい通知表に記載する。
- ③「八王子市の部活動改革」、「部活動のガイドライン」を遵守しながら、生徒のニーズに応じ生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しめるよう、部活動改革ロードマップに基づき「学校部活動の再編」と「地域と連携した活動の拡充」を一体的に進めていく。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		16	20	21	16	4	19	21	19	19	16	18	18	207
2		18	20	21	16	4	19	21	19	19	16	18	18	209
3		18	20	21	16	4	19	21	19	19	16	18	15	206
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・1学年は4月8日が入学式のため4月は2日減。 ・3学年は3月19日が卒業式のため3月は3日減。 ・振替休業日のない土曜授業は、5月9日、1月9日に行う。 ・夏季休業日は7月24日から8月25日までとする。 ・開校記念日(5月9日)を授業日とする。 ・都民の日(10月1日)を授業日とする。 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科

教科名		学年	1	2	3
各教科	国語		0	0	0
	社会		0	0	0
	数学		0	0	0
	理科		0	0	0
	音楽		0	0	0
	美術		0	0	0
	保健体育		0	0	0
	技術・家庭		0	0	0
	外国語(英語)		0	0	0
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内容	1	2	3
	国語	国語に関する基礎知識と技能(日常的な言語活動、漢字、作文、読解、文章構成等)	160	160	160
	社会	社会に関する基礎知識と技能(地理・歴史・公民、資料の活用、ニュース)	55	55	55
	数学	数学に関する基礎知識と技能(長さ、量、図形、単位、お金、時間、計算、割合等)	90	90	90
	理科	理科に関する基礎知識と技能(自然観察、身近な物を使った物理・科学・化学実験)	35	35	35
	音楽	音楽に関する基礎知識と技能(歌唱、器楽、ムーブメント等)	85	85	85
	美術	美術に関する基礎知識と技能(工作、造形、描画、デザイン、色彩等)	55	55	55
	保健体育	保健体育に関する基礎知識と技能(体づくり運動、ランニング、球技等)	130	130	130
	職業・家庭	自立の基礎となる知識や技能(工具の扱い、食物の栽培、調理、洗濯、住まい)	70	70	70
	外国語	英語に関する基礎知識と技能(アルファベット、英単語、英会話、英文)	35	35	35
小計			715	715	715

イ 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3
特別の教科 道徳	「思いやり、感謝」「生命の尊さ」「郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の尊重」等		35	35	35
総合的な学習の時間	(第1学年)仲間や地域を知る (第2学年)社会と自己の関わりを知る (第3学年)多角的な視野で自己の将来を考える		55(10)	55(2)	55(12)
特別活動	学級活動、生徒会活動 体育的・文化的行事		45	45	45
自立活動	健康の保持、心理的な安定、 人間関係の形成、環境の把握、 身体の動き、コミュニケーション		0	0	0
小計			135(10)	135(2)	135(12)

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3
日常生活の指導	基本的生活習慣（身辺処理、清潔、 整理整頓、食事、公共の場や集団生活のルールやマナー）		70	70	70
生活単元学習	交流学习や校外学習についての 事前事後学習		60	60	60
作業学習	事務作業、栽培（学級農園）など		35	35	35
小計			165	165	165

エ 年間総授業時数（①+②+③）

学 年	1	2	3
年 間 総 授 業 時 数	1015(10)	1015(2)	1015(12)

備 考	ア	1 単位時間 授業の1 単位時間は50分とする。
	イ	学習集団 基本編成は、学年を基準としたグループ編成をとるが、 教科等の内容に応じて課題別、習熟度別編成をとる場合もある。
	ウ	長期休業中に位置付ける学習内容 総合的な学習の時間の調査活動を以下のように長期休業中に位置付ける。 第1 学年 郷土学習（6）（単元名 日本遺産高尾山について学ぶ） 進路学習（4）（単元名 どのような仕事があるのかを学ぶ） 第2 学年 郷土学習（1）（単元名 八王子の伝統文化について学ぶ） 進路学習（1）（単元名 職場体験事後学習） 第3 学年 郷土学習（6）（単元名 八王子の歴史について学ぶ） 進路学習（6）（単元名 進路の実現）
	ウ	その他 ・通常の学級との交流学习も設定する。 ・生徒会活動は前期は第3 学年、後期は第2 学年から選出し各種・中央委員会に参加する。

